

大阪市立大学医学部附属病院医療連携登録医制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市立大学医学部附属病院（以下「当院」という。）において、地域医療機関と信頼関係を確立し、一貫した良質な医療を提供し、地域医療の充実と発展を図ることを目的として、医療連携登録医（以下「登録医」という。）制度について、必要な事項を定め、適正な運用、管理を図ることを目的とする。

(登録医制度)

第2条 大阪府医師会員もしくは大阪市立大学医学部同窓会員又は患者総合支援センター長が認めた者は、当院へ申請し、認定を受けることで登録医となる。

(申請方法)

第3条 別紙様式1「医療連携登録医申請書」に必要な事項を記入のうえ、捺印（シャチハタ不可）後、当院患者支援課へ郵送にて申請する。

(登録期間)

第4条 初回登録期間は登録日の属する年度末とし、いずれか一方から辞退の申し出がない限り1年間の自動更新とする。

(運用)

第5条 当院及び登録医は、次の各号に掲げるものを実施する。

(1) 当院の実施事項

- ① 登録医証を交付する。
- ② 大阪市立大学医学部附属病院地域医療連携システム利用要綱に基づき、地域医療連携システム（Web 24時間外来初診予約システム）の利用を認める。
- ③ 当院からの優先的な逆紹介を実施する。
- ④ 当院関係の勉強会および研修会を案内する。
- ⑤ 当院広報誌等を配付する。

(2) 登録医の協力事項

- ① 大阪市立大学における医療連携「Face to Face の会」へ年1回以上の参加
- ② 当院または当院の各診療科が主催する研修会、セミナー等への参加
- ③ 当院への患者さまの紹介
- ④ 当院からの逆紹介患者さまの受入れ

(登録内容の変更、辞退、取り消し)

第6条 登録医の登録内容の変更、辞退、取り消しについては次のとおりとする。

- (1) 登録医は、登録内容に変更が生じた場合、別紙様式2「医療連携登録医内容変更届」を遅滞なく当院へ提出するものとする。
- (2) 登録医は、登録医を辞退する場合、別紙様式3「医療連携登録医辞退届」を遅滞なく当院へ提出し、登録医証を返却するものとする。
- (3) 当院は、登録医に当院の諸規則に違反する行為があった場合や登録医として相応しくないと認められた場合は、事前に通知し有効期間の満了を待たずに登録を取り消すことができる。

(施行の細目)

第7条 この要綱に施行について、必要な事項は患者総合支援センター長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年2月4日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前の大阪市立大学医学部附属病院医療連携登録医制度は廃止する。
- 3 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。